

## 第2回 岐阜県防災会議 原子力専門部会 議事録

### ◆ 日 時

平成 26 年 1 月 28 日 10:00～11:45

### ◆ 場 所

岐阜県庁 4 階 特別会議室

### ◆ 出席者

<委員 (50 音順) >

井口 哲夫 名古屋大学大学院教授 (部会長)

岩佐 正行 岐阜県農業協同組合中央会常務理事 (代理出席)

神谷 義春 岐阜県消防長会副会長・各務原市消防本部消防長 (代理出席)

社本 久夫 大垣市生活環境部長兼危機管理監 (代理出席)

宗宮 孝生 揖斐川町長

安田 孝志 愛知工科大学学長

<岐阜県 (事務局) >

高原 剛 副知事

石原 佳洋 危機管理統括監

鍋島 寿 危機管理副統括監

大脇 哲也 原子力防災室長

川田 裕司 原子力防災室課長補佐 他

#### ○大脇原子力防災室長

それでは、定刻になりましたので、ただ今より、平成25年度第2回目の防災会議原子力専門部会を始めさせていただきます。私原子力防災室長の大脇でございます。

専門部会の開会にあたりまして、副知事の高原からごあいさついたします。

#### ○高原副知事

みなさんおはようございます。委員の皆様方には大変お忙しいところ、この原子力専門部会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

前回、昨年4月の専門部会では、3月の防災会議で決定されました、平成24年度県地域防災計画の原子力災害対策計画についてご報告をさせていただきました。また、「原子力災害対策指針」の改定原案や、「原子力施設の新規制基準」の案についてのご議論いただきました。そして、この議論を踏まえまして、5月に知事が原子力規制庁長官に要請をさせていただいたところでございます。皆様から貴重なご意見をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げたいと存じます。

その後、原子力施設の新規制基準の施行、原子力災害対策指針の改定がされましたが、新規制基準につきましては、これに基づきどのような審査が行われるかが重要であり、また、原子力災害対策指針については、更なる記載の充実が必要と考えており、11月にも事務レベルで国に要請を行ったところでございます。

県におきましては、昨年3月に策定した県地域防災計画の原子力災害対策計画を踏まえ、モニタリングポストや安定ヨウ素剤などの資機材の追加配備や、原子力防災訓練の実施、広域避難方針の策定をはじめとする市町村の地域防災計画や避難計画の策定支援などに取り組んでまいりました。

また、原子力災害対策指針の改定や災害対策基本法の改正を踏まえ、今年度末には、県地域防災計画の修正を行いたいと考えております。

本日は、県の原子力防災対策に係る取組みと県地域防災計画の修正案について、皆様の忌憚のない意見、ご審議をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。何卒よろしく願いいたします。

#### ○大脇原子力防災室長

ありがとうございました。お手元でございますマイクですが、ON、OFFのスイッチがございますので、ご発言の際はスイッチをONにしてご発言頂きますようお願いいたします。それでは、以降の進行は部会長の井口先生をお願いいたします。

#### ○井口部会長

それでは私の方で議事を進めてまいりたいと思います。

議事に入ります前に、傍聴の方をお願いしたいと思います。傍聴の方には、事前にお配りしておりますお願い文書に記載してあります内容につきまして、ご留意をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日原子力専門部会を開催いたしますのは、副

知事の方からご挨拶がありましたように、昨年3月の県地域防災計画を受けまして、県の方で原子力防災対策の強化について、取り組んでこられました内容、あるいは今後の課題について報告を受けたいと思います。それらに対する、委員の皆様からのご意見ご助言をいただくということと、国の原子力災害対策指針の改定と災害対策基本法の改正等を受けまして、県の地域防災計画の修正（案）を本日ご提案頂きまして、このご審議をお願いしたいと思います。

また、3番目に最近の国や原子力事業者の動きにつきましても、情報をご提供いただけるということですので、皆様とこれを共有させていただきたいというふうに考えております。

以上につきまして、これまで同様、皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

それでは、本日の議事の1番目ですが、県の原子力防災対策に係る取組みにつきまして、配付しております資料に基づいて、事務局の方からご説明をいただきたいと思っております。

## <県の原子力防災対策に係る取組みについて>

### ○大脇原子力防災室長

原子力防災室長の大脇でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料1「県の原子力防災対策に係る取組みについて」をご覧ください。

まず、平成24年度の取組みでございますが、県独自の放射性物質拡散シミュレーションを9月に公表いたしまして、風向・風速・降雨など気象条件によっては、30キロを超える範囲にも影響が及ぶ可能性が示されました。

2番でございますけれども、シミュレーションを踏まえた資機材の追加整備ということでございまして、シミュレーションの中間報告を踏まえまして、9月補正予算で早速最低限の資機材を整備しました。その後、平成24年度中に、放射性物質の影響を予測できるSPEEDIネットワークシステム端末、それから県庁、揖斐川町役場とオフサイトセンターを専用線で結ぶ、原子力防災ネットワークといった通信端末も整備しました。

3番の地域防災計画の修正でございまして、年度末3月になりましたけれども、UPZのほか、UPZの外側に対策強化地域を設定し、UPZ外の対策など、国の原子力災害対策指針の記載が不十分な部分について、県独自に記載しておりますが、今後、国の指針等の記述が具体化された段階で所要の見直しすることとしております。

最後、原子力防災訓練ですが、放射性物質の放出を想定した、初めての実動を含めた訓練を実施しました。

次に、平成25年度の取組みですけれども、1番の資機材の追加整備でございまして、シミュレーション結果並びに県地域防災計画を踏まえた追加整備ということでございます。

揖斐川町と並ぶ、県内への放射性物質の主な流入ルートである、関ヶ原町に、固定型ポスト、可搬型ヨウ素サンプラーを各1台追加いたしました。

それから、県内全域のモニタリング強化のため、可搬型放射線量測定器を11台追加しました。

このように整備したモニタリング機器でございますけれども、資料1-1のとおり、19ルート、176地点で、モニタリングを行うという体制を敷いております。

安定ヨウ素剤でございますけれども、万が一の事故でも県内で必要十分な量を確保するという事で、計約25万人分となるよう追加配備するという事でございまして、これは、甲状腺等

価線量が週 25mSv、IAEA 基準の半分の値でございますけれども、それ以上となる可能性が示された地域の 40 歳未満人口の 1.2 倍の量になりまして、これで十分な量が確保できたと考えております。

それからもう一つヨウ素剤でございますけれども、国の解説書が新たに提示されまして、配付服用対象年齢、今まで 40 歳未満というのがございましたけれども、40 歳未満に限定しないということが示されました。それを踏まえまして、9 月補正予算で 40 歳以上も対象として、計約 57 万人分となるよう追加配備しました。

こういったことで、資機材については、概ね一通りの整備は完了したと考えております。

3 ページのところ今後の主な課題としておりますが、この資機材に関連した課題として、1 番の近県とのモニタリング連携、データ共有化でございます。原子力災害は広域にわたりますため、国・関係地方公共団体の連携が不可欠でございます。そういうことで、近県との整合性ある緊急時モニタリング計画の策定ということでございますけれども、今後、国の方から、原子力災害対策指針の中のモニタリングに関する補足説明資料が出されると聞いておりますけれども、そういったものを踏まえまして、緊急時モニタリング計画の整合性を図るための調整を関係団体と行い、これを受けて緊急時モニタリング計画を策定していきたいと考えております。

それから、もう一つ福井エリア内のモニタリングデータの共有化でございますけれども、緊急時の防護対策等の判断におきましては、本県のデータのみではなく、立地県等近県のデータが必要でございます。国、地方公共団体、原子力事業者でそういったものを共有することが重要なため、福井エリア内のデータ共有について検討を進めてまいりたいと考えております。

2 ページに戻っていただきまして、2 番の原子力防災訓練の実施でございます。これは 12 月に実施しまして、県原子力防災対策アドバイザーとして、井口先生にもご参加いただきました。

放射性物質の放出を想定した、実動を伴う 2 回目の本格的な訓練でございますけれども、実動訓練会場には揖斐川町に加え、もう一の県内へ主な流入ルートということで、関ヶ原町も主会場として追加いたしました。それから参加機関でございますけれども、従前に加え、医師会、薬剤師会、診療放射線技師会、原子力規制庁美浜原子力規制事務所などに新たに参加いただき、参加者も約 1,000 名と、昨年度の倍になりました。

具体的な内容については、資料 1-2 でご説明させていただきます。

4 番の訓練概要の点線囲みの「想定」でございますけれども、美浜原発での事故を想定して実施しました。揖斐川町ルートで本県に放射性物質が流入し、UPZ の坂内川上地区におきまして、安定ヨウ素剤の服用、屋内退避を実施した後に、住民が避難し、避難先においてスクリーニングを実施するという訓練でございます。

もう一つ目玉でございますけれども、事故当日の気象の変化があつて、今度は関ヶ原町のルートに放射性物質が流れていくということで、関ヶ原町においても安定ヨウ素剤の服用訓練を組み合わせるといった想定で実施しました。

訓練の主なポイントでございますけれども、(1) 災害対策本部運営訓練でございます。屋内退避・避難等の方針の確認・決定を井口先生にもご助言いただきまして、県幹部で行い、揖斐川町、関ヶ原町とも、原子力防災ネットワークシステムや電話で接続して、実施しました。

2 ページでございますけれども、(2) 緊急時モニタリング訓練ということで、モニタリング

ポストのデータ収集・集約でございますけれども、今年度配備いたしました機器を活用しまして、移動モニタリングを県内全圏域で実施し、また、新規に自衛隊ヘリによる航空機モニタリングも実施しました。

(3) 屋内退避訓練ですが、関ヶ原町で実施しました。消防署等の協力により、住民の屋内退避及び退避状況の巡視確認、屋内退避時の注意点等の普及啓発を実施しました。

(4) 安定ヨウ素剤模擬調合・搬送及び説明・配布訓練ですが、今年度、揖斐川町・関ヶ原町の両方で、実施しましたけれども、調合だけでなく、新規に説明・配布も行いました。

薬剤師、医師会にも参加いただき、訓練参加住民に対し、安定ヨウ素剤の効用や服用の注意点等を説明させていただきまして、服用時に必要な問診も行いました。

(5) 避難訓練でございますけれども、これは揖斐川町UPZで行いまして、県警・自衛隊・揖斐郡消防組合消防本部等の協力により実施いたしました。

それから、(6) スクリーニング訓練、身体表面汚染検査でございますけれども、これも揖斐川町の方で診療放射線技師会の協力のもと、行いました。

(7) 美浜オフサイトセンターへの職員派遣訓練、新規項目でございますけれども、これも実施しました。

(8) 訓練参加住民への普及啓発も、揖斐川町・関ヶ原町で行い、両町の訓練参加住民に、放射線の基礎知識や原子力災害発生時の留意事項、県の原子力防災に係る取組み等につきまして、内容を拡充して説明させていただきました。

資料1の3ページに戻っていただきまして、今後の主な課題としまして、2. 原子力防災訓練の効果を高めるための検討とこれを踏まえた訓練の実施ということで、3点ほど問題意識を持っておりまして、原子力防災訓練の効果を高めるため、今年度の訓練でも取り入れておりますが、本格的な訓練の3回目となる来年度は、更にブラインド要素を拡充し、より実践的なものにしてまいりたいと考えております。

また、訓練参加協力機関の拡充でございます。事故の影響は、今回の訓練で揖斐川町・関ヶ原町でやっておりますけれども、場合によってはもっと県内で広く現れる可能性があるので、今回訓練で得られたノウハウを全市町村で共有するとともに、訓練参加・協力機関の一層の拡充に努めまして、裾野の拡大に努めてまいりたいと考えております。

それから、3つ目が訓練参加住民等への普及啓発方法でございますけれども、色々と努力はしていますが、まだ中々原子力防災は難しい、わかりにくいという声もありますので、より理解いただけるよう検討を加え、わかりやすい、また、実践的な普及啓発を実施してまいりたいと考えております。

2ページに戻っていただきまして、3番の市町村地域防災計画・避難計画の策定支援でございます。

1つ目、昨年度末の県地域防災計画の修正を受けまして、市町村が行う地域防災計画や避難計画の策定支援を、今年度の重点事項として取り組んで参りました。

具体的に申し上げますと、県と影響の大きい西濃圏域5市町ということで、大垣市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町での研究会を設けまして、屋内退避・避難等に関する課題の整理・検討、他県における先進事例の調査をやってきました。

また、国と4府県、福井、滋賀、京都、岐阜による広域的な原子力災害に関する協議会というのがありまして、その下に実務者レベルのワーキンググループがあります。そこにおきまして、府県境を越える広域避難、緊急時モニタリングの連携に係る課題の検討・議論をしてまいりました。

そして、市町村地域防災計画のひな形と原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針（案）を作成しました。

この避難方針（案）は何かと申しますと、避難計画は市町村が作成するものですが、県がその支援をするため、避難先市町村などの大枠を調整したもので、案としてまとめております。本日は、市町村避難計画の作成に向けての中間報告という形でご報告させていただきたいと思っております。

拡散シミュレーションで年100ミリシーベルト以上となった揖斐川町、大垣市、関ヶ原町、それぞれの一部区域の想定避難者数計約10万人を、海津市並びに中濃、東濃、飛騨圏域の全市町村、これらが避難しても大丈夫な地域と考えておりますけれども、そういったところに避難するという大枠の調整をしまして、この避難方針を受けて、揖斐川町、大垣市、関ヶ原町で、概ね平成25年度内に避難計画の策定を予定しております。

具体的には、資料1-3 原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針（案）の概要をご覧ください。これで具体的な内容を説明させていただきます。

そもそも県の地域防災計画にどう書いてあるかということが、1ページに書いてございますけれども、はじめの段落で、県は、市町村の避難計画策定を支援する取組みを進めるとしておりまして、この規定に基づき、避難方針を作成しました。

次に、その下の当面の市町村避難計画の策定ということで、1番の県内のUPZでのOILに基づく避難を要する場合でございます。揖斐川町坂内川上地区住民の方約80人の避難については、昨年度中に策定いただいております。

ちなみに、国の指針等で避難計画を策定するとされているのは、UPZまででございます。ここでいうOILに基づく避難というのは、毎時 $20\mu\text{Sv}$ これは年間 $20\text{mSv}$ 相当と考えられますけれども、そういったものが計測されたときに、1週間程度内に避難とされており、シミュレーション結果から、県内ではそういった放射線量となる地域が現れる可能性が示されておりますけれども、即時避難が必要となる地域は現れないことが示されています。

2番ですが、対策強化地域の一部地域でOILに基づき避難を要する場合でございます。これは、県のシミュレーションで年間実効線量100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域でございます。下の表で大垣市（旧大垣市）、関ヶ原町、揖斐川町（旧藤橋村及び旧坂内村）ですが、ここにつきまして市町村境を超える避難を、概ね平成25年度内に策定すると記載させていただいております。これにつきましては、県独自に取り組んでいるものです。

この2番については、避難計画を作るということでございますけれども、この資料1-3の4ページでございます。受け入れの枠組みが記載されておりますけれども、揖斐川町が541人、関ヶ原町が1,343人、大垣市が92,832人ということで、合計が94,716人ですが、避難先での受け入れ人数は、コミュニティー単位で受け入れていただくということで、想定避難者数の約5%増しで算出し、10万人としています。

その避難先でございますけれども、原子力災害の影響が見込まれない地域ということでない

当然いけませんので、先ほど1ページに記載されている対策強化地域でない地域、つまり県のシミュレーションで年20ミリシーベルト以上となる可能性が示されなかった地域ということで、これが4ページに書いてある市町村ということです。岐阜・西濃地域では海津市のみ、中濃、東濃、飛騨の全市町村で合計23市町村になります。

各市町村の受け入れ人数の根拠でございますけれども、各市町村の避難所収容人数で、10万人を按分して算出しております。

受入先を対策強化地域でない全市町村としたということで、受入先の避難所の収容能力の5割強で留まり、受入市町村に必要な裕度は確保されているということで調整しております。

避難元と避難先の関係は、関ヶ原町は近いところということで海津市、揖斐川町は応援協定を結んでいるということで美濃市、大垣市は対策強化地域でない市町村全てとしております。

併せて資料1-4で「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」(案)の全文をお配りしておりますが、資料1-3の2ページにその概要をまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

1番の基本的な考え方でございます。避難先は、市町村単位であらかじめ定めるとしており、先ほどのとおりであります。避難は、自家用車避難を原則としております。これは、専門部会でも議論いただきました、昨年3月に策定した地域防災計画で既に避難は自家用車と規定されていますけれども、10万人分のバス確保が難しいと考えられることから、自家用車で避難いただける方は自家用車で避難という趣旨でございます。他府県の状況を見ましても、自家用車避難としているところが多いということでございます。

避難イメージ図がございますけれども、自家用車避難が困難な場合、一時集結所に徒歩等で集合し、そこからバスで移動。そのあと、いきなり避難所へ移動という訳ではなく、避難先市町村内に設けられる避難経路所へ一旦集合し、そこからバス、又は徒歩により、避難先市町村内の避難所へ移動する。他府県でも、このような方法をとることとしております。

それから2番の避難実施時の対応でございますけれども、個別の避難所の選定につきましては、避難元市町村と避難先市町村とで調整を行っていただくとしております。

それから⑥ですね、あらかじめ定める避難先市町村への避難が困難な場合、当然災害の状況によってはそういうこともございます。そういう時につきましては、県内の他市町村、若しくは他県と受け入れに向けた調整・協議を行うとしております。

3番の避難所等の運営等でございますけれども、避難開始当初は、避難元の方は非常に混乱してございますので、避難所の開設等につきましては、避難先自治体の方で対応する。

但し③にありますように、避難元市町村は、避難後可能な限り速やかに避難所の運営を行えるよう職員を派遣して、早期に避難元市町村及び避難住民による自主運営に移行するとしております。

それから5番のスクリーニングでございますけれども、国からまだスクリーニングの実施方法等が示されていないという状況でございます。

もともとスクリーニングは、被災者の方のためということもありますし、今回福島でも問題になりましたが、受け入れ側に対しても放射性物質による汚染の拡大を防ぐという、いわゆる安心につなげるため課題となっております。

当然、避難所に入る前に、避難者に対するスクリーニング検査を行うことを基本としておりますが、今後、国の指針等で、避難住民や車両等に対するスクリーニングを行う基準等が示されると聞いておりますので、それが出された段階で、スクリーニング体制の検討・整備を進めまして、必要な見直しをしていきたいと考えております。

それから6番の避難行動要支援者への対応でございますけれども、議題2の地域防災計画の修正のところでも出てまいりますけれども、これは原子力災害と一般災害と共通の話でありまして、昨年、災害対策基本法が改正されまして、市町村で、避難行動要支援者名簿の作成をしていただいている最中、あるいは個別計画の策定を現在検討されているところなので、そうした状況も踏まえ、今後対応を検討し、必要な見直しをしたいと考えております。

7番の避難長期化への対応でございます。原子力災害は長期化する可能性がありますけれども、そういった意味でも一次避難場所は長く居られるところではないということでございますので、できるだけ速やかに二次避難先、応急仮設住宅、公営住宅、あるいは民間の賃貸住宅・旅館・ホテルの確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める考えでございます。

それから8番の費用負担でございますけれども、当然最終的に受入自治体の負担とならないということでございます。

資料1の3ページに戻りまして、今後の主な課題の3番、市町村避難計画策定に係る支援の継続でございます。国と4府県のワーキングでございますので、そこでも継続的な議論・検討をしていくということで、今申し上げました、スクリーニングの国の考え方を踏まえた、スクリーニング場所やスクリーニング・除染体制等や避難行動要支援者の広域避難に係る議論・検討をこういった場でもやってまいりたいと考えております。

それから、円滑な避難に係る検討ということで、実効性のある検討という意味もございしますが、県の拡散シミュレーションで、気象条件によっては、1週間程度以内の避難を要する地域が、揖斐川町、大垣市、関ヶ原町だけでなく、県内で広範囲に現れる可能性が示されております。

実際の避難を1週間程度以内に円滑に行えるよう、地域単位での時差避難や避難方向を組み合わせた交通対策に係る調査、シミュレーションは専門の会社に委託したいと考えておりますけれども、検討してまいりたいと考えております。今日の新聞にも載っておりましたが、これはまだ予算要求中でございまして、まだ確定したものではありませんけれども、こういったことを検討しているということでございます。

それから、4番の原子力事業者による施設の安全対策等に係る状況把握・要請でございます。

県と事業者との合意を結んでおりまして、状況把握等を定期及び随時に実施をしております。

12月までに面談での状況把握を計26回やっており、この中で万全の安全対策を要請しておりますけれども、昨年の計16回から大幅に増えてございます。

その具体的な内容については、議題3の「最近の国及び原子力事業者の動きについて」で説明しますので、ここでは省かせていただきます。

それから、5番の原子力災害対策指針の充実・強化並びに原子力施設の安全性の確保等に関する国への要請ということで、UPZの外の地域における防災対策の充実など原子力災害対策指針の充実強化ということなどでございます。そういった要請を資料1-5のとおり、5月及び11月に要請しました。

新規制基準につきましては、今審査が行われておりました、その状況についてはまた最後に触れさせていただきます。原子力災害対策指針の充実強化については、この後の議題2でも詳しく説明させていただきますけれども、県の方からモニタリング、ヨウ素剤、避難など、UPZ外の対策に係る指針等の改定をしてほしいと要請してきましたけれども、今のところまだ改定はされていないという状況でございます。

私からは以上でございます。

#### ○井口部会長

はい、ありがとうございました。ただ今県の原子力防災に係る取組みについて、平成25年度の詳しい報告をいただきました。まず最初にただ今ご説明がありました資料につきまして、何かご不明な点等ございましたら、ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは今ご説明がありました県の取組みに関しまして、4つの点に分けて、一つずつご意見伺いたいと思います。

それでは、資料1の2ページ目のところ、資機材の追加整備、それから今後の課題とされております、近県とのモニタリングデータ共有化について、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。私から質問させていただきたいのですが、資機材について十分整備されて、例えば可搬型の空間放射線量測定器について、20台に増強されたということですが、マンパワー、物はそろったのだけれども、それを使いこなせる人は準備されているのでしょうか。

#### ○大脇原子力防災室長

実際使うのは、県には振興局という現地機関がございまして、そこの職員が主力となると思いますが、今、研修を一生懸命やっております。専門機関の職員に来ていただいて、また、県の職員が県のオリジナルの部分の説明して、座学と実践的な内容を含めまして、研修を行っております。

#### ○井口部会長

したがって、20台の今回導入された機器については、フルに活用できるという体制になっているということでしょうか。

#### ○大脇原子力防災室長

はい、防災訓練でも、本番さながらにやっております。

#### ○井口部会長

あと、今後の課題に挙がっております、モニタリングの連携、データ共有化で、確か環境省の方で、もっと広域の日本全国のネットワークを作るという検討が進んでいるというふうに聞いていますけれど、そういったことはあまり念頭にないのでしょうか。ここではあくまでも福井エリア内、ローカルな地域での連携ですが、環境省の方はまだ途中の段階だと聞いておりますけれども、そういうワーキンググループがあって検討が進んでいると聞いています。

○野原環境管理課主査

原子力規制庁ではなくて、環境省でしょうか。

○井口部会長

省庁を跨ったような全国規模のいわゆる環境放射能モニタリング、そういう体制を整えたいということで、環境省を中心に今ワーキンググループ（放射性物質の常時監視に関する検討会）が立ち上がって、中間報告が挙がっていたと思うのですが。

○野原環境管理課主査

環境省でやられているのは、今まで環境法規、放射線の汚染の関係は除いてあったところを、一括法の方で、適用除外が外されまして、放射線による環境汚染というのも、それぞれ大気汚染防止法とか水質汚濁防止法で対象になりました。それに基づいて、大気の常時監視、あるいは水質の常時監視という点で、国の方が主体となって測定をするという話はあるのですけれども、それが関係省庁と連携してというところまでは、こちらの方では把握はできないのですが。

○井口部会長

今おっしゃった内容だと思うのですけれども、その内容自体が普通の平常時の日本全国の環境放射能の水準を常時モニタリングしましょうというものでした。従来文科省とか省庁別にやっていた、規制庁や地方自治体も含めまして、そういうモニタリングポストを全て繋ぐようなことを提案されていたように思ったのですけれども、そういう話については今後検討ということでしょうか。

○大脇原子力防災室長

また今後、情報収集して検討して参りたいと思います。

○井口部会長

より広域的な情報が岐阜県にも入ってくると、ローカルな話だけではなくて、日本全体でどうなっているのかが分かるので、大変よいかと思っております。

○安田委員

今の件に関連してなのですけれども、モニタリングの目的というのは色々あると思うのですけれども、岐阜県からすると、要するに県内で人が住んでいる場所で、どの程度の濃度になるかという情報が一番いるわけですね。

ですから、そういう場所に移動式も含めてモニタリングポストが設置されているわけで、その情報が分かればいい。だけど同時に発電所からどういうふうにプルームが移動してくるのか、濃度分布ですね。リアルタイムで濃度分布を表すマップが時間的にどう変化していくのかが知りたい情報ですね。このようなマップは県レベルで作るのではなくて、むしろ国がイニシアティブを

とるべきで、そうなってくると、風上側の福井県と滋賀県と連携していくことが必要となり、そういう位置付けにおいても近県とのモニタリング連携は非常に重要になってくると思うのですね。

ですから、そうした場合には、国の役割も入ってこないといかんだろうと思います。単に岐阜県と福井県とのデータのやり取りだけじゃなくて、分布情報をさらに全体で把握すべきだと思いますので、お願いいたします。

○井口先生

ありがとうございます。国自体はモニタリングセンターを作るのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

この後出てきますけれども、モニタリングセンターを作ります。国が作るとなっておりますので、国がきちっとやられると思っております。

○井口部会長

ただ今の安田先生のご指摘で、国と岐阜県との連携はどのようにやられるのですか。個別に整理するという発想ですか。

○川田課長補佐

モニタリング連携という意味では、先ほどご紹介もありました、福井、滋賀、岐阜、京都による、4府県の協議会での検討の議題の中の一つで、そういったモニタリングデータの共有化ということが重要だね、ということで検討を進めております。これは4府県だけが参加しているわけではなくて、国、原子力規制庁の方ですけれども、その職員も当然検討メンバーの中に入っております。そのような中で、モニタリングデータの共有化に向けて検討を進めるべく、4府県間の調整という立場で、国も一緒に検討を進めているところでございます。

○井口部会長

ありがとうございます。いずれにせよ、国が入って実際のモニタリングデータの共有については整理されるということですね。

あと若干気になるのが、近県といったときに、本来、岐阜県は中部地区なので、愛知県、三重県と連携しなければならないと思うのですが、そのあたりについてはどこかに記載されているのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

今回ここには記載しておりませんが、愛知県、三重県、静岡県、長野県を含めた東海5県の会議を持っております。そちらの方でもモニタリングにつきましては協議しておりますので、そちらの方で検討して参ります。

○井口部会長

そちらの方では、あまりモニタリングデータの共有化は念頭にないのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

まだそこまでは至っておりせん。

○井口部会長

分かりました。ただ先ほど言った全国規模のモニタリングのネットワークができますので、是非、連携できればいいなと思います。

他に何かご意見ございませんでしょうか。では一つ目の項目については今のよう形でよろしいでしょうか。

それでは次の項目に移りたいと思いますが、原子力防災訓練の実施についてということで、資料の1-2でかなり詳しくご紹介いただきました。

これについて何か、コメント等ございませんでしょうか。特に今後の課題で挙がっておりますように、今回岐阜県は2回目を実施して、前回より規模が拡大されました。

今後、より効果を上げるためにはどうしたらよいかということで、さらに規模を大きくするのが合理的かというところもございますので、何か今後の防災訓練の在り方について、ご意見を賜ればありがたいと思います。

いかがでしょうか。例えば揖斐川町の宗宮町長さん、2回参加されて、より防災訓練を効果的にするにはどうしたらよいかご意見はありますでしょうか。

○宗宮委員

2回、訓練を実施いたしまして、住民の意識は高まってきておりますが、現在まで坂内川上地域の住民の皆さんだけを対象に、避難訓練の実施をしております。これを段々に、住民全体に周知できるような動きを、今後していく必要があるという思いがあります。

その中で、資機材は県の協力をいただきまして、色々な形の中で支援をいただいております。町も独自の資機材を整えてきております。それからモニタリングにつきましても、十分にできるようにしていただいておりますが、今、庁舎1階でモニタリングの状況を出しているのですが、これが効果ありまして、大変喜んでおります。これが住民に広まっていけば、より一層良いかなと思っております。

ただ、先ほども言いましたように、直接のUPZの範囲だけの住民を対象にするというのではなく、揖斐川町は面積が803km<sup>2</sup> ございますし、24,000人ほどの住民に対する、意識づけということも、工夫していかなければならないという思いもあります。

もう一点は、避難訓練は、本来ですと一週間ほどの時間の中での動きでありますけれども、訓練でやりますと、どうしても短い期間で行うということがございますので、その時間差というのを、住民に理解してもらわなければならない事が必要です。事前には一週間を縮めるという話はしているのですが、いざ訓練を行うと、時間差を理解できていない方もいると思いますので、少し工夫をしたいなという思いがあります。

もう一つは、県の方を通じてお願いしたいなと思っておりますが、実はUPZの範囲は山に入

りますと衛星携帯しか通じない。今、NTTにしても、その他の事業者の携帯についてもアクセスできないということで、いざとなった時は、現地対策が必要となり、今モニタリングポストがある地点に基地を作るなど、対策を考えていただけるとありがたい。

衛星については通じるのですが、電源をしっかりと確保しないと、充電をしておいてそのまま持ち運ぶとなりますと、短時間しか使えないということもございますし、移動するにも重いということもあります。段々に訓練を重ねるごとによって、そういった事も見えるようになりましたので、今後訓練の中で、対応などをお願いできると大変ありがたいと思っています。

また一番は、テレビ会議でやっていただいた画像情報、その状況を住民が知ることで安心するといえますか、ああいったことをこれからも続けていただいて、即座に動きが出来るということを知らせていくことが重要だと思います。

○井口部会長

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。山間部の通信というのは衛星携帯電話しかないのですか。そこを補強するという事は可能なのでしょうか。

○石原危機管理統括監

その意識は持っております、12月の訓練でも自衛隊に参加していただいたのですけれど、自衛隊にそういう通信の指揮車がありますので、その指揮車を現地に持って行って、そこを經由してある程度活動、特に山間部の避難の確認といった活動ができるように意識を持ってやりました。今のところ普通の携帯が入らないのですが、そういう有事のときに普通の携帯が使えるかということもありますので、色んな補完する方法を考えていかなければならないという意識は持っております。

○井口部会長

ありがとうございます。他に意見等ございますでしょうか。

○安田委員

先ほど町長さんから、放射性物質の画像の情報は、非常に住民に安心感を与えるとおっしゃっておられましたが、その場合モニタリングポストからのデータが基本になると思います。これらのデータは全部県庁に集約した後に解析して画像化されると思うのですが、移動モニタリングの方もリアルタイムで県庁の方に入ってくるようになっているのですか。

○大脇原子力防災室長

画像化はしてありませんが、データは入ってきます。

○安田委員

データなのですね、なるほど。もう一步ですね、データさえあれば画像はできますので。

それから、データの集約・解析の時間は大体どれくらいかかるのでしょうか。要するにモニタ

リングポストですね、移動も含めて、そこでデータキャッチして、本庁の方にデータが送信されて、数値化されて、それを町に発信されるのですね。大体その時間というのは殆どオンラインでやっているから数分でしょうか。

○大脇原子力防災室長

ポストの方はオンラインなんですけれど、可搬の方は電話で連絡をとるとしておりますので、オンラインではないです。

○川田課長補佐

モニタリングポストの方はリアルタイムでデータ更新されて、公開をしております。

○井口部会長

訓練会場で図面に数値を書き入れていますよね。あれは、テレビで撮られているので、そういう情報は公開されていると思ってよいのですか。先ほど安心されているというところで、オンラインとはいかないまでも、迅速に測ったデータが目に見えるようになっていけば、非常にいいかと思うのですが。テレビの情報というのはクローズなのですか、それとも公開になっているのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

原子力防災ネットワークは専用回線ですので、誰でも見れるわけではなく、回線の端末がないと見られません。

○井口部会長

その図面もですか。もちろん議事の内容については、機密情報もあるのでそうかもしれません。

○大脇原子力防災室長

基本的にモニタリングデータはHPにどんどん出していくので、一般の方も見れます。

○井口部会長

分かりました。次に裏面に行きまして、2つ注目すべき項目があって、まずはUPZ外の関ヶ原のみなさんをご参加いただいたことで、普通国がガイドライン等を定める前に動くということはないので、非常に積極的な訓練だと思います。

もう一つは、自衛隊の方も県の要請に前向きに参加いただいて非常に機動的に動いていただいたということで、この二つが私自身は今回の訓練で非常に印象的に良かったと思っていますのでございます。是非そういう訓練については、今後も継続してやっていただけるとよいと思いますが、規模の拡大については限界があるので、ここは考えないといけないですよ。なるべく少人数だけれども、全体に波及するような。今町長さんが言われたように、全体に波及する時にネ

ットワークを使って、少なくともこういうことやっていますよということが、全員といたしますか、住民の方に伝わって、できれば双方向で見たということが返ってくるような、そんな形で訓練が伝わったということを我々も確認できる、そういうことで今後の防災訓練の効果を可視化していくようなことが望ましいのではないかと思います。

他に何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは時間もございますので、次の市町村の避難の支援についてということで、これについてご意見を伺いたいと思います。資料1-4が本冊子で、1-3が概要版ということでございます。

これについて何かご意見ございませんでしょうか。実際には10万人という大きな規模を一週間ぐらいで移動させるということを実体化しろという内容で、かなり大変で、戦略的にやらないと実効性を失うような内容だと思うのですが、これについてご意見等ございませんでしょうか。今日は代理でお見えの大垣市の社本さんは何かご意見ございますでしょうか。

○社本代理

特にありません。

○井口部会長

大垣市が非常に大人数なので、合理的な避難計画が重要かと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。

○神谷代理

質問なのですが、94,716名の方の自家用車とバスでの割合をどのくらいの想定をしてみえるのかなという。基本的には自家用車での避難をするということなのですが、例えば自動車がない方の割合と、寝たきりの方、病院施設で救急車等の搬送が必要になる方が多分見えると思うのですけれども、こういった方も94,716名の中にいるのかということも、分かれば教えていただきたい。

○大脇原子力防災室長

今ご意見いただきましたことは、非常に重要な話でございますけれども、先ほど少し触れましたが、避難行動要支援者への対応は今後の課題ということで、まだそこまで整理されていないということでございます。今ご指摘いただきました点につきましては、国レベルでの課題でございますので、4府県のワーキングの中でも検討しながら、こちらの避難方針にもフィードバックしていきたいと思っております。

○井口部会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。例えば資料の1-3に大垣市の振り分け先が書いてございますけれども、ルートは今回の方針案の中に方向性は示されているのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

ルートにつきましても、資料1-4の一番最後のページに基本ルートということで、実際の災害の状況によりましてこの通りにはならないかもしれませんが、基本ルートは示してございます。

○井口部会長

逆に言うと、こういう情報を例えば対象とされる住民の方に事前に伝えないといけないですよ。それはどういう手段で伝えるわけですか。

○大脇原子力防災室長

これはまだ、県の調整段階のものでございまして、これを基に今度市町村の方で避難計画を作られまして、そういった中で住民の方に周知していただくということです。

○井口部会長

これはガイドラインということですね。分かりました。こういう情報を懇切丁寧に説明して、いざという場合に、自家用車で動いていただくのであれば、かなり何回も説明しないとイケないなという印象を持ちます。

これは逆に市町村の皆さんにお願いしないとイケないのでしょうか。他にこの件につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

○安田委員

通常の災害の場合にこういう避難を伴うという状況は、前提としては特別警報が出ていると思うんですね。そうだとすると学校とか企業等は当然クローズになるのではないですか。また、場合によっては、警察は交通規制にも出てくるということになると思うんですね。この文章ですと、そういうことが表に出ていないのですが、当然そういう措置が行われているという理解でいいのですか。

対象地域は避難元の方になるわけですね。避難先の方は、ある程度安全だから引き受けるわけですね。そこをどういうふうに整理されているのですか。

○大脇原子力防災室長

避難元はクローズでございまして。避難先の方は大丈夫だという想定にしております。

○安田委員

そういう情報は出るんですね。

○大脇原子力防災室長

情報につきましては、きちっと出していきます。

これは大枠だけでございまして、実際にいかに一週間でですね、円滑に移動するかといったことは、先ほど申し上げました避難シミュレーションの結果に応じて関係機関と色々協議を重ね

ていって、スムーズに避難ができるように検討して参りたいと考えております。

○井口部会長

他に何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

例えば、基本的には普通の原子力以外の災害に対しての緊急避難とはどういう関係なのですか。要は地域が指定されて、その地域に住んでいる方が分散するような避難方針ですね。これは原子力防災以外の災害に対しても、適用することはあり得ないのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

この避難方針は原子力ということで使いますけれども、基本はですね、大規模災害であっても避難は同じです。ただこれをそのまま適用するかと言えばそうではないのですけれども、ここでやっていることは、そういったところにも応用できる場合はあると思います。

○井口部会長

そうですね。逆に言うと、原子力災害よりも、より起こり易いような大規模災害の事例が既にるのであれば、それを参考にされているということでしょうか。

○大脇原子力防災室長

逆に原子力が先行しております。実際避難というのは起こってからどこに行くかを普通考えるのですけれども、原子力の場合、前もってわかる部分はやっていくということで、必ずしもこうなるわけではないということは承知しておりますけれども、もしこの時に少しでもこういったものがあれば円滑に進むという観点でやっておりまして、一般災害よりも原子力が先行しているということでございます。

○井口部会長

分かりました。他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、この件については、専門部会としては合理的と判断したとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では続いてですね、原子力事業者に対して、施設の安全対策等に係る状況把握・要請ということで、先ほどの資料1の3ページ目の4番及び5番につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

事業者の方は新規規制基準対応ということで、かなり大幅な改善をいただいているのですけれども、そうした状況を半年に一回ということで、進捗状況を個別に把握されているのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

半年に一回というのは必ずで、それ以外に随時状況の変化がございましたら、ご説明に来ていただいております。

○井口部会長

そういう状況ということですね。実際に26回やっていらっしゃるわけですね。

○大脇原子力防災室長

実際、新規制基準対応の進捗に応じて面談を行っておりますので、数が多くなっているわけでございます。

○井口部会長

分かりました。この情報については、県民の皆様にもホームページで公開されているということですね。

委員の先生方、この件についてご質問等ございませんでしょうか。また資料1-5に国への要請が書いてありますけれども、これは国の方から対応があったと考えてよろしいのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

2番の新規制基準による原子力施設の安全性の確保については、今まさに審査をしておりますので、その中で答えが出てくると思います。1番の指針の充実強化に関しましては、今県の方で考えております、UPZ外の対策という点では、まだ答えがないということでございます。

こういったことに関しましては、11月に要請しておりますし、引き続き国の方に要請して参りたいと思います。

○井口部会長

UPZ外の避難対策については、ある意味では岐阜県が先行しているということで、その情報については、規制庁へフィードバックがかかっているのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

規制庁に確認を取りながら進めております。

○井口部会長

あと、先ほどありました近県との連携で、福井県、京都、滋賀も今後UPZ外の避難を検討されると思うのですが、その場合、UPZ内3府県で50万人以上と聞いており、これより増えますよね。その連携としてのUPZ外の、いわば国のこうあるべきだというような議論はされていないのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

岐阜県の方から、我々の取組みについては、ご説明させていただいております、国の方としてはまず、UPZの避難をやっている、まずそちらが優先と。その中で我々のUPZの外の対策として使える分は勉強させていただくということをやっております、あとその協議会の中では、UPZの対策の後には外の対策をきちっとやってほしいということも、重ねて要望はしております。

○井口部会長

国からの基本方針が出るまでは待ちの状態、とりあえず今回防災訓練等でやった手順をマニュアル化したということですね。

他に何かございませんでしょうか。

○安田委員

国への要請事項についてですが、それなりに国の方でも対応されているのだろうと思うのですが、(2)の緊急時モニタリング体制の整備については、ある程度色々な情報が住民に周知されるようになっているということなのですが、モニタリング体制の整備ということはもちろん必要なのですが、それによって得られたデータの効果的活用が一番重要で、要するに住民の人から見ると甲状腺等価線量の分布がどうなっているのか、それが時間的にどう変わっていくのか、そういう情報が必要なわけで、それにつなげていくのが課題だと思います。

モニタリングも、ここにしか人がいませんよという場所であれば、その情報だけが刻々と分かればいいのですが、現実はそのではありませんし、色んなところに住んでおられると思います。

そうしてくると、(4)が関わってくるのだろうと思います。結局SPEED Iは予測用なのですが、これはグリッドデータで出てきますから、平面的な情報を与えられるのですよね、分布情報として。また、予測精度を向上させるというのは、何もそのモデルそのものの精度を上げるというよりも、モニタリングのデータをうまく活用することによって、精度が上がっていくんですね。

ですから、そういう面で行きますとモニタリング体制と拡散予測の精度向上というのは、ある面で一体のもので、なので、そういう表現が望ましいのではないかと思います。

○井口部会長

ありがとうございます。また実際に、国に要望する際に、そういう旨も伝えるとよいのではと思います。

他にご意見よろしいでしょうか。それでは議題1について少しまとめますと、最初の資機材について、近県とのモニタリング連携、データ共有化につきましては、今安田先生からございましたように、モニタリングのネットワークで、放射線の分布のリアルタイムの可視化といいますか、見える化というのが非常に重要なのだと。それが一般の方に伝わるようにするというのが、重要じゃないかということと、それに対して広域化を図る場合に、国と県の役割というものを明確にして、密接な連携をしていただきたいということでございます。

それから防災訓練に関しましては、揖斐川町長さんからございましたように、2回やってきてかなり充実してきたので、より住民の方に周知できるような方法を考えていただきたいということですね。それから同じように見える化ですね、こういう議論していることが、住民の方に伝わるようにPRしていくことが望ましいという意見がございました。

また、通信の山間部の充実もお願いしたいということだと思います。

次の地域防災計画と避難計画の策定支援ということでございますけれども、今回県の方から方

針（案）が出て参りまして、本日資料1-3を用いまして概要が紹介されたということでございます。

意見交換の結果、特に今回の方針につきまして、部会としては問題がなかろうということで、この後市町村のみなさんとの議論で、より具体化をさせていただきたいと思っております。

最後につきましては、事業者あるいは国へ、より適切な意見を従前どおり岐阜県の方から発信していただきたいという要望だと思っております。

以上、<sup>ざっぱく</sup>雑駁ではございますけれども、議題1についてのまとめとしてよろしいでしょうか。何か委員の皆様方ご意見よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題に移りたいと思っております。2つめの議題ですけれども、今年度の地域防災計画修正案について、配付しております資料に基づきまして、事務局の方から説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

## <平成25年度地域防災計画（原子力災害対策）修正（案）について>

○大脇原子力防災室長

それでは、資料2「平成25年度地域防災計画（原子力災害対策）修正（案）の概要」をご覧ください。

昨年3月の計画策定時、国の指針等に、具体的な対策の記述が不足していたために、記述が具体化された段階で、所用の見直しをしておりました。その後、指針の改定はありましたが、県の方で要請しておりました、モニタリング、ヨウ素剤、避難等のUPZ外の対策に係る部分の改定はございませんでした。そのため、今回の地域防災計画の修正につきましては、軽微な用語等の修正に留まっております。

1番でございまして、原子力災害対策指針の改定に伴う修正で、(1)緊急事態区分の設定に伴う用語の整理でございます。

これは指針・防災基本計画の改定内容でございますけれども、緊急事態区分というのがございます。緊急事態初期対応段階におきましては、事業者からの通報がございまして、それを把握し、防護措置の準備でございますとか、実際にその防護措置をとるということ、適切に進めていくというものでございまして、その緊急事態区分が、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」というように、用語が変わり、事態に応じて細かな事象が設定されたという改正がされました。

県の地域防災計画がどう変わったかということですが、用語を整理したということで、表にございますが、通報を受けた後の実際の県の体制、活動には変化ございません。

表の中で警戒事態でございますと、今まで警戒事象の通報といったものが、警戒事態に該当する事象の通報と変わります。

警戒事態とは何かと申しますと、原子力施設における異常の発生又はそのおそれのある事態で、それに該当する事象は、具体的に申しますと、施設立地県で震度6弱以上の地震の発生などです。

こういった通報がございまして、県は原子力災害警戒体制となり、関係課による初動体制をとるということになっております。

次の施設敷地緊急事態でございますけれども、これも従前、特定事象の通報と呼んでいたものが、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報と言い方が変わります。

施設敷地緊急事態とは何かと申しますと、公衆に影響をもたらす可能性のある事象の発生ということで、それに該当する事象は、例えば、外部交流電源供給系統の喪失が該当します。

もしこういうことが起こりますと、県は原子力災害警戒本部を設置しまして、緊急時モニタリングを開始するということとなります。

次の全面緊急事態でございますけれども、原災法第 15 条に規定する事象の通報と言っていたものが、全面緊急事態に該当する事象の通報と変わります。この全面緊急事態とは、公衆に影響をもたらす可能性の高い事象の発生ということで、例えば、直流電源供給系統の喪失が該当しますけれども、こういうことが起こった場合、県は災害対策本部を設置しますし、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言の発出をしまして、UPZ 内住民の屋内退避指示を出します。

(2) 緊急時モニタリングセンター設置に係る用語の整理でございますが、指針におきまして、国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」を設置し、モニタリング活動を指揮する旨の追加がなされたため、県の計画の修正ですが、従前、国の総合調整のもと、緊急時モニタリングを実施となっておりますものが、国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施すると具体的に書いております。

次でございますけれども、2 番の国の初動対応マニュアル改定に伴う修正ということで、先ほど警戒事態というのがございましたけれども、警戒事態の前に「情報収集事態」を追加しまして、立地市町村で震度 5 弱、震度 5 強の地震を観測した場合、国が情報収集をし、県に情報提供があるということです。

県の計画がどう変わるかということですが、立地市町村で震度 5 弱、震度 5 強の地震を観測した場合、県は情報収集体制をとり、具体的には、危機管理部門の必要職員が参集して情報収集するという体制を追加することとしました。

次の 3 番の災害対策基本法の改正に伴う修正でございますけれども、先ほど要配慮者という話ができましたけれども、従前、災害時要援護者というのがありましたけれども、それが要配慮者、避難行動要支援者という言葉ができました。

要配慮者とは何かと言いますと、従前の災害時要援護者と同じでございます。

避難行動要支援者とは何かと言いますと、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者ということで、まさに今後、避難行動要支援者の対策をとっていくということでございます。

その他の改正でございますけれども、運送事業者である指定公共機関への支援要請等の規定追加ということで、正当な理由なく支援要請に応じない場合は指示ができるということでございます。

あと住民からの安否情報照会に対する回答に係る規定の追加ということでございますけれども、安否情報を回答することができる旨、またその場合、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する旨の規定の追加ということで、規定されました。

これを受けまして県の地域防災計画の修正でございますけれども、用語の整理ということで、

災害時要援護者を要配慮者に置き換える等、該当箇所に必要な修正を加えました。

それから、その他所要の修正ということでございますけれども、事業者から揖斐川町への県を經由しない直接通報は、これまでも運用として行われてきましたけれども、書面では書かれていませんでした。

今回、原子力事業者防災業務計画に正式に規定されたことから、事業者から揖斐川町への直接通報を地域防災計画に明記するというところでございます。

学校等教育機関や、避難行動要支援者の対応について、若干修正がありますけれども、現在の検討状況にあわせた内容に整理したということでございます。

私から以上でございます。

○井口部会長

ありがとうございました。それではただいまご説明がありました、岐阜県の地域防災計画の修正案について、何かご質問等ございませんでしょうか。

○安田委員

1 ページ目の下のところ、緊急時モニタリングセンターを設置されるとありますが、これは具体的に常設のセンターになるのですか。

○大脇原子力防災室長

これはあくまで緊急時でございます。もしも原子力災害があった時に立ち上がるものです。

○安田委員

緊急時だけなんです。そうすると、ここに集まる人というのは普段何をされている方なのですか。申し上げたいことは、突発的に起こる事故に対して緊急的に設置されるわけですよ。行ったからと言って、必要な機能、能力が適切に発揮できるのかという問題があります。それともう一つ先ほどから申し上げているように、住民の人から見ますと、天気予報の時の雨の分布とか日射とかの分布の画像が、刻々と一日先ぐらいまで見られるようになっているのと同じように、放射性物質濃度の分布がどう変わっていくのかという情報が欲しい訳ですよ。これを出せば、例えば自治体側も効果的に対策を打てますよね。それが望ましいですよ。

ですから、これは自治体レベルでやる話ではなくて、国がまずそういう手法を開発して、それを各県ごとにきめ細かく使えるように持って行くことが求められており、そういう部署がついにできるのかと思ったのですが、そうじゃないのですか。

○川田課長補佐

原子力規制庁の方にも、現地に駐在しております地域モニタリング対策官という方がいらっしゃいます。この方は当然緊急時モニタリングセンターの中でのコアメンバーになって参りますけれども、その人以外にも原子力研究開発機構の支援をする立場の方々たちがいます。そうした指定公共機関の方々、あるいは、私共のような周辺県、当然立地県もそうですけれども、モニタリ

ング関係の職員も参集します。当然のことながら現地に駐在しております国のモニタリング対策官だけではなくて、規制庁本庁の方からも人が飛んでくる、あるいは他エリアのモニタリング対策官の応援も来るといった体制になっております。

○井口部会長

今のご質問は、体制というところで、私も規制庁に立派な装備があるのは知っているのですが、そこに実際ことが起こった場合に、適切な人が集まれるかという、そういう機能をするかということをご心配されているかと思うのですが。

○安田委員

そういう問題意識を持って、日々改善ですね、手法とかモニタリングを日常から問題意識を持って進められる人がいて、とっさのときにも対応できると思うので、その辺りは是非国の方にも要望として出していきたいと思います。

○大脇原子力防災室長

おっしゃるとおりでございますので、そのような要望もして参りたいと思いますけれども、モニタリング対策官という核になる方は常時福井にいますので、その人を中心に体制を立てられると思います。

緊急時モニタリング計画というのはもともと、都道府県の方でモニタリング計画を作りまして、緊急時になったら、国がこれをもとに緊急時モニタリング実施計画を作ると。それに基づいてセンターが指揮をとるとしてありますので、普段から連携を深めて参りたいと、現に今やっておりますので、より実効性があるもの出来るようにしていきたいと思います。

○井口部会長

指揮系統を一元化するのはいいのですが、前から言っているとおり、現場を迅速かつ適切に判断できるのは、普段から現場をよく知っている人だと思うので、自力で対処できるような体制も整えないといけないと思います。双方向で意見交換して、普段からやっておかないと、何にもわからない人が、ああしろこうしろと言ったってうまくいかないことが、今回の福島原発事故で証明されているわけですので、そういうことは是非国の担当者にも県の要望として言っていたきたいなと思います。私もチャンスがあったら言いたいと思いますけれども、緊急時モニタリングセンターですべて一元管理というのは、私は賛成しかねているというところです。

他に何かご意見等ございませんでしょうか。今回の地域防災計画の修正については、語句を分かり易くしたというのが主でして、原子力災害対策指針や災害対策基本法の改正を踏まえた改訂案となっております。資料の2-1に全文がありますが、県の原子力防災対策のバイブルという位置づけであり、今回は大幅に見直すところはなく、用語等を分かり易くしたということです。

ただ、先ほども出ておりましたけれども、重要なUPZ外のプルームの対策については、本来は国が指針を示すと言っていたものが、継続検討中ということですので、こういう原理・原則があらわになった時に見直しをするということですが、今回の改訂案に何かご意見ございませんで

しょうか。

よろしいでしょうか。それでは修正案については、国からの指針が出るまでは当面これに準じて対策を充実させていくということで行きたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、修正等の意見はございませんでしたので、この修正案で3月の下旬にあります防災会議で諮っていただくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは最後の議題でなりますけれども、これは最近の国や原子力事業者の動きについて、要領よくまとめていただいた資料3がございます。これについて、事務局の方からご説明いただきたいと思えます。

## <最近の国及び原子力事業者の動きについて>

### ○大脇原子力防災室長

それでは、資料3でございますけれども、「最近の国及び原子力事業者の動きについて」簡単にご説明させていただきます。

1 ページでございますけれども、原子力施設の新規制基準による審査の状況でございます。新規制基準ですけれども7月に施行されまして、フィルター付きベントでございますとか、津波対策、それから活断層直上の重要施設の設置禁止ということが求められております。

(2) で、審査の状況でございますけれども、昨年7月に申請のありました、大飯・高浜を含めました、6原発10基について審査が進められております。

当初事業者による資料提出が遅れていたため、半年程度とみられておりました審査期間は延びていますが、12月に入り事業者による資料提出が進んでおり、田中委員長の「山を越えた」といった発言が報道されています。

2 ページで近隣の原発の状況を説明させていただきますけれども、①大飯原発では、敷地内破砕帯に関しまして、一定の見解がまとまるまで審査を保留しておりました。

ただその後で、「将来活動する可能性のある断層には該当しない」と評価の方向性が示されたことを受けまして、審査が開始され、資料提出が進んでいる状況でございます。

②高浜原発でございますけれども、敷地高が低いということで、津波で重要施設が浸水する恐れがあるという指摘がございました。

その中で、防潮堤などを追加設置する計画を規制委に報告したことから審査が進み始め、資料提出が進んでいるということでございます。

真ん中あたりに規制委の更田委員の発言がございますけれども、「プラントの審査では、川内、玄海の二つが一步先に行っているが、かなり近づいてきた。」「夏になってもまだ審査をやっているとは想像していない。」という発言が報道されております。

3 ページにいきまして、敦賀原発でございます。敦賀原発は5月に、敷地内破砕帯は活断層であると判断されましたが、その後、日本原電から「活断層ではない」との独自の追加調査結果の報告を受け、1月20日から、有識者による現地の再調査が実施されているという状況でございます。

それから、④美浜原発でございますけれども、新規制基準への適合性審査の前に、敷地内破砕

帯に関する規制委の評価が必要ということで、12月には規制委員会による現地調査が実施されましたが、追加調査が必要で、数か月を要すると聞いております。

次に4ページにいきまして、もんじゅでございます。もんじゅは敷地内破砕帯に関する規制委の評価が必要で、現地調査が実施されましたが、まだ追加調査中です。

またさらに、1万点以上の機器点検不備も判明いたしまして、新規制基準への適合性審査を申請する前提条件が整っていないという段階でございます。

それから、⑥石川県の志賀原発でございますけれども、ここにつきましても敷地内破砕帯に関する規制委の評価が必要であります。まだ手が付けられておらず、今後の有識者会合の開催や現地調査の日程は未定という状況でございます。

次の⑦浜岡原発でございますけれども、耐震対策工事や防潮堤の嵩上げ工事を実施しております。新規制基準への適合性審査の申請提出に向けた準備が進められている。その工事完了目標が4号機はH27年9月、3号機はH28年9月となっています。

H25年度内に4号機について、H26年度内に3号機について、新規制基準への適合性申請を提出したい意向を、中部電力社長から表明がありました。

5ページでございます。2番の福島第一原発における汚染水への対応状況でございますけれども、対応策として凍土方式の遮水壁の設置が決定されておまして、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て必要な対策を実行するとしています。

6ページに行きまして、エネルギー基本計画でございますけれども、H25年3月から、「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」において議論がなされまして、12月にとりまとめた「エネルギー基本計画に対する意見」では、原子力について「安全性の確保を大前提に引き続き活用していく重要なベース電源」と位置付けがされております。

具体的には7ページの頭のところに書いてございます。エネルギー源の位置付けというところで、そのうちの原子力についてですが、安全性の確保を大前提に引き続き活用していく重要なベース電源で、原発依存度については、可能な限り低減。その方針の下で、安定供給、コスト低減等の観点から必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する。安全性を全てに優先させ、国民の懸念解消に全力を挙げる前提の下、原子力規制委員会によって安全性が確認された原発は再稼働を推進と書かれております。

あと関係するところとしては、④核燃料サイクル政策の着実な推進、もんじゅの関係でございますけれども、高速炉等の研究開発を推進すると。もんじゅは過去の反省の下、もんじゅ研究計画に従い、成果のとりまとめをすると書かれております。

6ページに戻っていただきまして、今後、この分科会の意見のほか、パブリックコメントで寄せられた国民の声や、与党の意見を踏まえ、エネルギー基本計画を作成し、閣議決定されることとなります。ただ、関係閣僚から、1月中と見込まれていた閣議決定を急がない旨の発言がなされている状況でございます。

この資料には書いてございませんけれども、1月24日（金）茂木経済産業大臣の発言が報道されておまして、「基盤となる重要なベース電源」との位置付けについて、量や重要性を示す概念ではないということで、いわゆる1%でもずっと使うのがベース電源だというふうにおっしゃられました。意味がしっかり伝わっていないようであれば、修正をするということが表明され

ております。

私からの説明は以上です。

#### ○井口部会長

ありがとうございました。ただ今ご説明がありました、資料3につきまして、フリーディスカッションで何かご質問あるいはご意見等あればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。最初の方の審査状況については、私も良く把握していなくて非常に良くまとまっていて、ありがたいと思っております。これは昨年7月に原子力施設の新規制基準、12月には核燃料施設等の新基準が施行されまして、今事業者の方が基準に適合できるように再申請の準備段階ということになっております。聞くところによると、対応が相当大変なようで、実際の原子力施設の再稼働の候補がいくつか挙がっておりますけれども、従来稼働していた原子力発電所のうち、再稼働できそうなのは良くて半分、現時点で近々に見込みのありそうなのが3分の1程度ではないかと、そういうような予測も出ているという状況でございます。

一方、エネルギー基本計画については、以前から安田先生が大事だということで、この部会でもご発言があったと思うのですが、まだ検討途中でありますけれども、漸く国から原案が示されたという段階だと思います。この中では、原子力というものが、一応残っております。前政権ですと、30年代にゼロにするという方向性だったのでありますが、経済性と安全が担保できれば有力エネルギーだという判断で、今回のエネルギー基本計画に盛り込まれていると思われ

ます。

以上のような状況につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

#### ○安田委員

エネルギーというのは、衣食住に次ぐ必需品ですし、その安定確保は政府の基本的責務の大きな部分だと思うのです。国として必要なエネルギーをどう確保していくのかということですね。

ですから、それに対して国としての基本計画が定まるとというのが、大前提だと思います。それがようやく出てきそうということで、これをベースにやっていけばいいと思っています。基本的に民主主義の社会ですから、国民の総意を受けた政府の下での判断を基本にせざるを得ないと思っています。

それが現実的だと思います。最終処分まで含めて考えれば、原子力を大歓迎するという人はおそらくいないのだろうと思います。しかし、日本の国は工業力で富を稼がざるを得ないだろうと思っておりますので、そうするとエネルギーというのは生活だけではなくて、産業のベースとしても非常に重要ですから原子力が選択肢に入らざるを得ない。ただ安全性の確保は大前提というのは全くその通りで、そのことが明確に言われているのは非常に重要で、それが保障されれば危険度はあっても安全性は確保して使っていく方向になるだろうと思います。

ただ、問題はその大前提をどう保障しているのか説明が不十分なんです。これはこの会議でも何回も申し上げているのですが、福島第二、女川の方は第一ほどの大きな状況にはなっていないのですが、それが何によっているのか、同じような津波が女川でも福島第二でも来ているわけですね。にも関わらず被災状況は大きく異なっており、何が違うのかですね。最終

的に物を破壊するのは、定量的物理量である力なんですね。そういう物理パラメータに置き換えて、それが想定していたものを上回ったから不十分であったとか、あるいは浸水ですね、浸水に対して浸水高を何m想定していたか、実際は検討されていると思うのですが、非常に細かくなっても一覧表のようなものを作って、女川と福島第一と福島第二を比較していくと分かり易くて、全部一応クリアしていると。これをベースに今問題になっている敦賀とか大飯などの他の発電所に用いて、その値を上回ることはないので、安全と判断できるとなってくると分かり易いのですが。

とにかく、誰かが安全と言えればそれで進んで行っているという印象を受けますね。中身の議論が全然外に出てこないものですから。

#### ○井口部会長

ありがとうございます。そういう意味では、新規制基準というのが、逆に安田先生が今おっしゃった内容について、回答を求めて審査をしているということなので、そういう結果について国民に分かり易く説明するような、そういうことが必要だということですね。こうだから安全だと判断したという規制庁の考え方が専門的な説明ではなくて、より一般の人でも分かるような説明であってほしいということですね。

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。資料3の福島第一原発の汚染水の問題ですけれども、これも本来放射性廃棄物の場合は隔離するというのが、住民にとって安全確保とされているのですが、もう一方の希釈するという概念が中々受け入れられていません。従来の一般的な有害物質について、人体に影響を与えないようにするということでは、希釈という方法も良く使われているのですが、放射性物質を拡散させるのはいけないのだという判断で中々受け入れられないようです。

というわけで、どんどん汚染水をためていくということ自体が、非常に大きなリスクを背負っているという印象を、私を含めた多くの専門家が持っておりまして、いずれこのリスク増大がどこかで破綻すると、その影響が一気に環境に出るので、少しでも処理していくということが望ましいと思っています。そういうことは色々な専門家が指摘しているのですが、中々有効な対策が進まないということを懸念しております。

一般の廃棄物と低レベルの放射性廃棄物の取り扱いに大きな差はないということ、少し議論をして理解していただくと、こういう問題に適切に対応できるのではないかと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。あと、エネルギー基本計画で7ページのところの④核燃料サイクル政策の着実な推進ですが、私個人としては言い過ぎかなという印象を持っています。こういうことが盛り込まれているのは、専門家の間でも議論が分かれる対象だからだと思いますが、必ずしも今の原案が完璧かどうかというのは、まだ修正の余地があると私自身は思います。

原案は、昔の路線をそのまま推進しますというように読めますけれども、それはコスト的にどうかとか、再処理で抽出されたプルトニウムが有効利用できるかというような問題について、専門家の間でも議論が出ておりますので、④はひょっとしたら修正がかかるかもしれないかなと思っています。

## ○安田委員

日本全体が情緒的だとは思いますが、これは情緒的です。原子力の安全神話と決別し、というのは当たり前ですし、元々神話などは虚構だったのですから。世界最高水準の安全性を不断に追及というのは、どのレベルになれば世界最高水準なのか、何と比較しているのか。もう少し具体的な根拠、数値とはいませんが、そういうものを出して説明していただきたいと思えます。

そういう点では、原子力は原理的には  $E=mc^2$  に基づく非常に優れたエネルギー源ではあるのですが、それが対処困難な放射性物質や廃棄物を出すという点でマイナスの部分があり、それを使いこなせる人間の能力とか意識とかが求められるのです。それにふさわしい能力とか見識があつて、初めて使えるものだと思います。それが今の原子力関係を中心とした人にあるのかという疑問を持ちます。先ほどのモニタリング一つにしても、天気予報でも温度分布から全部刻々と変化するマップを作っているわけですね。何故、原子力分野ではできないのか不思議です。

エネルギー問題は国の基本で、日本の国において原子力を使わざるを得ないというのはものすごく重い問題です。他のエネルギーがあれば、あえて使う必要はないと思うのですが、それだけの重いものを背負っていながら、何故、国の方からこういう手法があるから避難に活用して下さいとか出てこないのか。これは原子力に関わる人間の範疇外だと、要するに核分裂とかそういう細かなところが専門だというのだったら、考え直す必要があると思えます。原子力発電とはもともとトータルな技術なものですから、事故時の避難まで含めて。それがカバーできて初めて原子力技術者なのですね。

ですから、今の原子力技術者の養成法自体にも明らかに問題があるということですね。そこまで含めて国の基本計画を考えていただきたいと思えます。

## ○井口部会長

ありがとうございます。まさに人材育成に関しては、安田先生がおっしゃられたように原子力防災を含めたような教育体系の見直しを進めるべきということですね。

あと、情報公開とか分かり易い説明というのは一貫してのご意見だと思いますので、そういうことを是非国の方にも求めていければと思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見等ございませんようでしたら、本日予定しておりました議題はこれで全て終了ということでございます。

あと全体を通しまして委員の先生方、ご発言でございますでしょうか。何でも結構でございますけれども、専門部会の議論を含めて何かありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、本日いただきました貴重なご意見等につきましては、議事録の方を事務局で整理して、一度皆様にご確認いただきたいと思えます。それから、次回の専門部会の開催につきましては、事務局と相談しながら考えさせていただきます。事務局におきましては、従前のおり国と原子力事業者の動き等も含め、今後も是非情報収集をお願いしたいと思います。

それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大脇原子力防災室長

以上をもちまして、平成25年度の第2回目の専門部会を終了させていただきます。長時間、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。